

倫理綱領

一般社団法人もくもく

前文

一人ひとりのご利用者の人格とその尊厳を尊重し、豊かな人生を自己実現できるように支援・介護することが私たちの責務です。そのため、私たちは支援者の一人として確固たる倫理観を持って、その専門的役割を自覚し、自らの使命をはたさなければいけません。

ここに倫理綱領を定め、私たちの規範とします。

1. 生命の尊重

私たちは、ご利用者一人ひとりを、かけがえのない存在として大切にします。

2. 個人の尊重

私たちは、ご利用者一人ひとりの人間としての個性、主体性、可能性を尊びます。

3. 人権の擁護

私たちは、ご利用者に対していかなる差別、虐待、人権侵害も許さず、人としての権利を擁護します。

4. 社会参加

私たちは、ご利用者の年齢、障害の状態などにかかわらず、社会を構成する一員としての市民生活を送れるように支援します。

5. 専門的支援

私たちは、自らの専門的役割と使命を自覚し、絶えず研鑽を重ね、ご利用者一人ひとりが豊かな生活を実感し、充実して人生を送れるように支援し続けます。

職員行動指針

一般社団法人もくもく

【安全第一楽しくすごそうの現場を安定して実現するために】

1. 一般社団法人もくもくの職員は、ご利用者と自身の心身の安全をなにより優先します。
2. 一般社団法人もくもくの職員は、常に現場が安心できる楽しい雰囲気となるように心がけます。
3. 一般社団法人もくもくの職員は、謙虚に、ご利用者から学ぶ姿勢を持ちます。
4. 一般社団法人もくもくの職員は、ご利用者の楽しく豊かな生活を願うと共に、自身の幸せを大切にします。
5. 一般社団法人もくもくの職員は、ご利用者との考え方や感じ方の違い、職員同士の考え方や感じ方の違いを認め合い、よりよい関係性を築くことを目指します。

【福祉施設で働く職員として】

1. 一般社団法人もくもくの職員は、関係法令、法人の定めた諸規定はもとより、法人の理念や社会的ルールの遵守を徹底します。（社会的ルールの遵守（コンプライアンス）の徹底）
2. 一般社団法人もくもくの職員は、地球的規模の環境破壊が進む中で、その抑制に日頃から関心を持ち、取り組みます。（環境保全・安全衛生の推進）
3. 一般社団法人もくもくの職員は、地域や社会に根差した法人であるために、社会貢献活動を行います。（社会貢献の推進）
4. 一般社団法人もくもくの職員は、差別のない公平な法人であるため、互いの個性や違いを積極的に認め合い一人ひとりが平等であるという考えのもと行動します。（人権の尊重）
5. 一般社団法人もくもくの職員は、プライバシーの保護に最大限の努力をします。（プライバシーの保護）
6. 一般社団法人もくもくの職員は、個人情報保護法等に基づき、個人情報の適正な取り扱いを行います。（個人情報の保護と管理）
7. 一般社団法人もくもくの職員は、公正且つ公平で健全な取引を行います。（公正・公平な取引の推進）
8. 一般社団法人もくもくの職員は、自立した法人として行政機関と対等且つ健全な関係を保持します。（行政機関等との関係）

9. 一般社団法人もくもくの職員は、ご利用者やその家族・後見人等に提供するサービスや関連する情報について適切に説明する努力や工夫を行います。また、地域の理解と信頼を高めるために地域とのコミュニケーションを図る共に、適切な情報開示、情報提供に努め、説明責任を果たします。
(説明責任(アカウンタビリティ)の徹底)

10. 一般社団法人もくもくの職員は、常に安全性に配慮したサービスの提供と事故防止に努めます。
(危機管理(リスクマネジメント)の徹底)

一般社団法人もくもくは、職員一人ひとりが組織の一員として、自らの行動の責任と自覚を確立するために「一般社団法人もくもく職員行動指針」を定め、法人内外に示します。

一般社団法人もくもくのすべての職員は行動指針の遵守に努めることとし、ことに管理・監督する立場にある者は、自ら規範となるように率先して実行に努めます。

職員の方々に

以下のような行為は、障害者への虐待です。
不適切な支援から、傷害罪等に当たる犯罪行為まで様々ですが、いずれも障害者の人権の重大な侵害であり、絶対に許されるものではありません。

○身体的虐待

- ・殴る、蹴る、たばこを押し付ける。
- ・熱湯を飲ませる、食べられないものを食べさせる、食事を与えない。
- ・戸外に閉め出す、部屋に閉じ込める、縄等で縛る。

○性的虐待

- ・性交・性的暴力・性的行為の強要。
- ・性器や性交、性的雑誌やビデオを見るように強いる。
- ・裸の写真やビデオを撮る。

○心理的虐待

- ・「そんなことすると外出させない」等の言葉による脅迫。
- ・「何度言ったらわかるの」等心を傷つけることを繰り返す。
- ・成人の障害者を子ども扱いする等自尊心を傷つける。

○放棄・放置

- ・自己決定と言って、放置する。
- ・話しかけられても無視する、拒否的態度を示す。
- ・失禁をしていても衣服を取り替えない。
- ・職員の不注意によりけがをさせる。

○経済的虐待

- ・障害者の同意を得ない年金等の流用等財産の不当な処分。

○その他

- ・職員のやるべき仕事を指導の一環として行わせる。
 - ・しつけや指導と称して行わせる上記の行為も虐待です。
- 自分がされたら嫌なことを障害者にはしてはいませんか。
常に相手の立場で、適切な支援を心がけましょう。

障害者(児)施設における虐待防止について、平成17年10月20日 障発第1020001
各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長宛 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知を参考に一部変更

障害者虐待の相談・通報・届け先

当施設の虐待防止責任者は、嵯峨根です。

TEL 080-2412-5547 FAX 0773-77-5135

また、舞鶴市の障害者の虐待や養護者の支援に関する相談、通報、届出窓口は以下の通りです。

【日中 8時30分～17時15分】

舞鶴市中総合会館 子どもなんでも相談窓口 TEL 66-2120 FAX 66-2140

【休日夜間】

児童相談所 全国共通ダイヤル TEL 189 近くの児童相談所につながります。